

告 示

埼玉県告示第九百四十六号

測量計画機関である関東地方整備局荒川下流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

関東地方整備局荒川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

川口市、戸田市

四 作業期間

令和六年七月二十九日から令和六年十二月二十日まで